

令和7年度 静岡県第5次地震被害想定調査業務委託 業務説明書

静岡県発注の『令和7年度 静岡県第5次被害想定調査業務委託』に係る公募型簡易プロポーザル方式の手続開始の公告に基づく、契約予定者を特定するための技術提案書等の提出については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 業務内容等

(1) 業務目的

昭和51年8月に東海地震説が発表されてから、本県では地震対策を県政の最重要施策の一つとして位置づけ、積極的に取り組んできた。この間、より実態に即した効果的な地震対策を実施するため、昭和53年、平成5年、平成13年、平成25年の4回にわたる被害想定において災害要因の分析や定量的な被害予測を行い、想定される被害を軽減するための対策等を実施してきた。

平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ沿いで想定すべき最大クラスの「レベル2の地震・津波」に対する被害想定を行った前回の第4次地震被害想定（以下、「4次想定」という。）から10年以上が経過し、また、国においても、令和7年3月末に新たな被害想定を公表していることから、最新の知見や基礎データを使用した新たな被害想定（静岡県第5次地震被害想定、以下「5次想定」という。）策定のための調査を行う必要がある。

本業務は、令和6年度業務成果（4次想定 of 課題の抽出・整理及び5次想定に必要なデータ収集）を活用し、5次想定 of 策定及び対策の検討等を行うものである。

(2) 業務内容

ア 地震被害想定調査

イ 全体フレーム検討 N=1式

ウ データ収集（人口・建物等）・整理・加工 N=1式

エ 被害想定（地震・津波・建物・人的・ライフライン等） N=1式

オ 防災対策の課題の検討 N=1式

カ 減災効果の検討 N=1式

※ 詳細は、別添の特記仕様書（案）による。ただし、特記仕様書（案）は技術提案書の内容に応じて変更する場合がある。

(3) 履行期限

令和9年1月29日限り

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、211,400,000円（消費税込み）とする。

(5) 業務実施上の条件

本業務は、令和7年度から令和8年度にわたるものである。

(6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

ア 電子データ（HDD等） 1部

イ 報告書（A4版） 1部

2 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格の認定を受けている単独又は共同企業体（2者以上）のうち、次に掲げる条件をすべて満足していること。なお、共同企業体として参加する場合は構成員のいずれかが次に掲げる条件をすべて満足する者であって、別に定める「静岡県第5次地震被害想定調査業務委託に係る委託業務共同企業体取扱要領」により手続きを行うこととする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 静岡県における建設関連業務の委託に係る競争入札参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けている者、又は静岡県における一般業務委託に係る競争入札参加資格のうち「調査」の営業種目に登録がある者であること。

(3) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく登録を受けていること。

- (4) 以下に示す、同種又は類似業務について、平成 25 年 4 月以降に完了した実績を有すること（元請として完了したものに限る。）。
- ・同種業務：国、都道府県又は政令指定都市が行った地震被害想定調査業務
 - ・類似業務：政令指定都市以外の市町村が行った地震被害想定調査及び関連調査業務
- (5) 以下に示す、アかつイを満たす管理技術者を当該業務に配置できること。また、管理技術者とは別にアを満たす照査技術者を当該業務に配置できること。なお、参加表明書の提出期限までに当該登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該資格の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには選定通知の日までに登録を受け、登録書の写しを提出しなければならない。
- 管理技術者は担当技術者と兼ねることができるが、この場合、予定技術者の経験及び能力の評価時においては、管理技術者としての評価を行い、担当技術者としての評価はしないものとする。
- ア 技術士（建設部門：「土質及び基礎」又は「河川、砂防及び海岸・海洋」・応用理学部門：「地球物理及び地球科学」又は「地質」・総合技術監理部門（これらに該当する選択科目）、RCCM（「河川、砂防及び海岸・海洋」、「地質」又は「土質及び基礎」部門）のいずれかの資格を有する者
- イ 以下に示す、同種又は類似業務について、管理技術者又は担当技術者として従事した、平成 25 年 4 月 1 日から参加表明書提出日までに完了している業務経験を有する者
- ・同種業務：国、都道府県又は政令指定都市が行った地震被害想定調査業務
 - ・類似業務：政令指定都市以外の市町村が行った地震被害想定調査及び関連調査業務
- (6) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱(平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号)に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと。

3 参加表明書、技術提案書及び見積書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書、技術提案書及び本業務に係る技術提案書に記載する内容を踏まえて、見積書を提出すること。見積書は、契約限度額を超えていないことを確認するために提出を求めるが、評価が最も高い者が 2 人以上存在した場合は、契約予定者を特定するための資料としても用いる。なお、積算の参考とするため、契約予定者に特定された者には再度見積を依頼することがある。

(1) 提出期間

令和 7 年 5 月 23 日（金）から令和 7 年 6 月 9 日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前 9 時から午後 5 時までの間

(2) 提出先

別表 1 に示す、静岡県危機管理部危機政策課政策班まで提出すること（郵送可。）

(3) 提出内容

ア 参加表明書（様式 1 号）	1 部
イ 技術提案書（別表 2 に示す様式 1～8 号、根拠書類を含む）	各 8 部
ウ イの PDF 形式データ（根拠書類を含む）を記録した CD-R 等	1 枚
エ 見積書（様式自由）	1 部

4 参加表明書及び技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書（様式 1 号）

様式 1 号により作成すること。

(2) 技術提案書（様式 1～8 号）

ア 作成上の基本事項

技術提案書は、調査、検討及び設計業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。また、他の建設コンサルタント

等の協力を得て又は学識経験者等の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記すること。なお、本説明書において記載された事項以外の内容が技術提案書に含まれている場合は、その部分の提案を無効とする。

イ 作成方法及び内容に関する留意事項

別表2により作成すること。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは11ポイント以上とする。

ウ 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合、又は記載漏れ・不整合等の記載の誤りがある場合は、技術提案書を無効とし、非選定又は非特定とすることがある。

エ 既存資料の縦覧

技術提案書の作成にあたり、次のとおり既存資料を縦覧に供する（外部への持ち出し不可）。ただし、縦覧を希望する場合には事前に、別表1に示す静岡県危機管理部危機政策課政策班と縦覧時間について調整すること。なお、データ複製は可能であるが、縦覧場所において自らパソコン等を持参の上複製すること。

(ア) 縦覧期間

令和7年5月23日（金）から令和7年6月6日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までの間

(イ) 縦覧場所

別表1に示す、静岡県危機管理部危機政策課政策班

(ウ) 縦覧資料

- ・ 静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）平成25年6月
- ・ 静岡県第4次地震被害想定（第二次報告）平成25年11月
- ・ 相模トラフ沿いで発生する地震の地震動・津波浸水想定 報告書 平成27年6月
いずれの資料も静岡県ホームページ「静岡県第4次地震被害想定関連資料」から閲覧可能。
- ・ 令和6年度 静岡県第5次地震被害想定調査業務委託 令和7年5月

5 本説明書及び縦覧資料等に対する質問

- (1) 本説明書及び縦覧資料等に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式自由）により提出することとし、電子メール、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メールにて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

ア 受付期間

令和7年5月23日（金）午前9時から令和7年5月30日（金）午後5時までの間。（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間）

イ 提出先

別表1に示す、静岡県危機管理部危機政策課政策班

ウ その他

文書には、担当窓口の部署、担当者名、電話、電子メールアドレス等を併記すること。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、質問を受理した日から5日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に質問者に対して電子メールにより行うほか、下記により閲覧に供する。

ア 閲覧期間

回答した日から令和7年6月6日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までの間

イ 閲覧場所

別表1に示す、静岡県危機管理部危機政策課政策班

6 ヒアリング以降の審査対象者の選定

参加表明書及び技術提案書を提出した者が5者を超えた場合は、別表3の「1 予定技術者の経験及び能力」と「2 企業の能力等」の評価の合計が上位5者程度をヒアリング以降の審査対象者として選定する。

ヒアリング以降の審査対象者に選定された者に対しては、選定通知書により令和7年6月11日（水）までに通知する。

7 非選定理由に関する事項

- (1) 参加表明書及び技術提案書を提出した者のうち、ヒアリング以降の審査対象者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により、令和7年6月11日（水）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非選定通知の日の翌日から令和7年6月18日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までに書面（様式自由）により、発注者に対して非選定理由について説明を求められることができる。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和7年6月19日（木）までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、別表1に示す静岡県危機管理部危機政策課政策班まで提出すること。提出方法は、電子メール、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メールにて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

8 ヒアリング

技術提案書の提案内容等について、配置予定の管理技術者に対して、次のとおりヒアリングを実施し、技術提案書の評価を行う。ヒアリングは、「6 ヒアリング以降の審査対象者の選定」によりヒアリング以降の審査対象者に選定された者のみ実施する。

- (1) 実施日時
令和7年6月16日（月）
（1社に対し30分程度、詳細な時間については別途通知する。）
- (2) 実施方法
原則、電話やWEBによる会議システムでのヒアリングとする。使用するシステム等については、事前に担当窓口と調整することとし、通話環境に係るテスト等を事前に行ったうえで、ヒアリングを行う。
- (3) ヒアリング事項
ア 配置予定の管理技術者から技術提案書の内容について説明
イ 質疑応答
（ア）配置予定の管理技術者の経歴及び業務実績
（イ）技術提案の内容（実施方針、特定テーマ）
- (4) その他
ア ヒアリング時における、資料の追加は認めない。
イ 参加時に配置予定の管理技術者であることを確認することができる写真付の身分証明書を持参すること。
ウ 説明に機材等が必要な場合は、技術提案書にその旨を記載し、ヒアリング時には必要となる機材等を持参すること。

9 契約予定者の特定

- (1) 評価基準
技術提案書を別表3の評価項目・基準で評価し、技術評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、技術評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。
- (2) 契約予定者への通知
契約予定者として特定された者には、特定通知書により令和7年6月23日（月）までに通知する。

10 非特定理由に関する事項

- (1) 参加表明書及び技術提案書等を提出した者のうち、契約予定者として特定されなかった者（「6 ヒアリング以降の審査対象者の選定」によりヒアリング以降の審査対象者として選定されなかった者を除く。）に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により令和7年6月23日（月）までに通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和7年6月30日（月）（土曜日、日曜

日及び祝日を除く)までに書面(様式自由)により、発注者に対して非特定理由について説明を求めることができる。

- (3) 説明を求められたときは、令和7年7月1日(火)までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。
- (4) (2)の書面は、別表1に示す静岡県危機管理部危機政策課政策班まで提出すること。提出方法は、電子メール、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メールにて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

11 契約条件等

- (1) 契約書の作成
契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。
- (2) 契約保証金
免除する。

12 労働関係法令等遵守の誓約書の作成

事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。

- (1) 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書(様式第1号)
- (2) 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書(様式第2号)の写し

13 暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報(報告)等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。

14 その他の留意事項

- (1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
上記の「本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連」があるとは、次のア又はイに該当することをいう。
ア 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又は、その出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。
イ 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。
- (3) 提出書類の作成、提出及びヒアリング等に掛かるすべての費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。

また、提出された参加表明書又は技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その技術提案書を無効とする。

ア 参加表明書又は技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合

- イ 参加表明書又は技術提案書と無関係な書類である場合
 - ウ 他の業務の参加表明書又は技術提案書である場合
 - エ 白紙である場合
 - オ 本業務説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - カ 発注者名に誤りがある場合
 - キ 発注案件名に誤りがある場合
 - ク 提出者名に誤りがある場合
 - ケ その他未提出又は不備がある場合
- (5) 提出された書類は返却しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は、ヒアリング以降の対象者の選定又は契約予定者の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (6) 提出期限後において、提出書類は受理しないとともに提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
- (8) 照会窓口は、別表1のとおりとする。
- (9) 契約予定者として特定された者は速やかに提案内容を適切に反映した仕様書を提出し、契約後、その仕様書に即した業務計画書を作成し提出すること。ただし、技術提案書の内容のうち、発注者が採用を認めないことを通知した提案内容は除く。また、発注者が工程上適切な時期に履行を確認するために、技術提案履行確認シートを契約後作成し、監督員に業務計画書提出時に提出する。なお、契約予定者の特定後に、提案内容を適切に反映した仕様書作成のために、具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (10) 監督員は、上記技術提案履行確認シートに基づき工程上適切な時期に履行状況を確認する。技術提案の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し確認する。技術提案書の内容の全部又は一部が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を行うことができる。

別表1 (窓口) 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県危機管理部危機政策課政策班

役割	部局名	電話番号	E-mail
総合窓口	危機政策課政策班	TEL : 054-221-2456	boukei@pref.shizuoka.lg.jp

別表2 (技術提案書の作成及び記載上の留意事項)

様式2号を技術提案書の表紙として、以下の様式を記載の上、提出すること。

記載事項	内容に関する留意事項
本社、営業所の所在地・建設コンサルタント登録規程に基づく登録状況等 (様式3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・2(3)に示す、登録状況についてのみ記入すること。 ・2(2)に示す、認定を受けている業種(「土木関係建設コンサルタント業務」)についてのみ記入すること。 <p>○ 根拠書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社、営業所等があることを証明する書類(登記簿謄本等の必要な部分)を添付すること。 ・建設コンサルタント登録規程による登録証明の写しを添付すること。 ・静岡県における有効な「建設関連業務入札参加資格の審査結果」通知の写しを添付すること。
企業の業務実績・能力等 (様式4号)	<ul style="list-style-type: none"> ・会社が元請として平成25年4月1日から参加表明書提出日までに完了している同種又は類似業務を記載すること。 <p>【同種業務】 国、都道府県又は政令指定都市が行った地震被害想定調査業務</p> <p>【類似業務】 政令指定都市以外の市町村が行った地震被害想定調査及び関連調査業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種又は類似業務として記載する業務は、1事業につき1件とする。また、修正等の業務は認めない。 ・本社・営業所等の所在地は、静岡県建設関連業務委託に係る入札参加資格者名簿に登録された委任先営業所等がある場合、該当する営業所等を記載し、委任先営業所等がない場合には、当該業務を担当する営業所等を記載する。 ・災害協定に基づく活動実績は、令和元年度から令和5年度に完了した活動実績をいう。災害協定は静岡県との協定を対象とし、活動実績についても静岡県との協定に基づくものを記載する。なお、「災害協定の締結あり」とは、令和6年3月31日で協定を締結しているものとする。 ・地域貢献活動は、令和5年度に実施した静岡県内における公共土木施設(河川・海岸・砂防設備・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園)の美化活動や環境保全活動について評価する。なお、公共土木施設とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条に規定する上記11施設とする。上記活動以外に「一社一村しずおか運動」に基づく活動実績を評価する。 <p>○ 根拠書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務が同種又は類似業務に該当していることが確認できる資料(契約図書等の写し、図面、仕様書など)を添付すること。ただし、当該業務が平成25年4月以降に完了した業務で、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)」に登録されており、技術資料提出時にその内容により実績の内容が確認出来

	<p>る場合は、契約図書の写し等の提出は省略できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月31日までにISOの認証取得がある場合、それを証明する書類を添付すること。 ・評価項目における評価対象地域に本社、委任先営業所等がある場合は、あることを証明する書類（登記簿謄本等の必要な部分）を添付すること。 ・災害協定に基づく活動実績がある場合は、出勤要請書及び完了報告書の写しを添付すること。なお、災害協定の締結については、協定締結の根拠資料等の提出は不要とする。 ・地域貢献活動の実績がある場合は、公的機関若しくは町内会長の押印等による証明書類、感謝状、新聞記事、地域情報紙により実施を確認する。また、各種協会等が主催する活動については、協会員として参加したことを証明できる資料で確認する。なお、新聞記事や地域情報紙は、実施時期、実施内容及び会社名が証明できるものとする。
<p>業務実施体制 (様式5号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者、担当技術者及び照査技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を記載する。 ・配置予定の担当技術者は、複数とすることができるが、代表となる担当技術者を評価の対象とするため、代表担当技術者が明確にわかるようにすること。 ・分担業務の内容は、他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合にのみ記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・管理技術者は担当技術者と兼ねることができるが、この場合、予定技術者の経験及び能力の評価時においては、管理技術者としての評価を行ない、担当技術者としての評価はしないものとする。
<p>予定技術者の経歴 (様式6号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同種又は類似業務経験は、配置予定技術者が管理技術者又は担当技術者として従事した、平成25年4月1日から参加表明書提出日までに完了している業務経験を記載する。 <ul style="list-style-type: none"> 【同種業務】 国、都道府県又は政令指定都市が行った地震被害想定調査業務 【類似業務】 政令指定都市以外の市町村が行った地震被害想定調査及び関連調査業務 ・当該地域の業務経験は、配置予定技術者が管理技術者又は担当技術者として従事した、平成25年4月1日から参加表明書提出日までに完了している業務経験を記載する。 ・配置予定技術者の手持ち業務は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額500万円（税込）以上の他の業務（本県以外の発注者のものも含む）で管理技術者又は担当技術者として従事している（従事予定含む）すべてを記載すること。ただし、合計手持ち業務件数が5件以上の場合、業務名等の記載については不要とする。 <p>○ 根拠書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載した業務が同種又は類似業務に該当していることが確認できる資料（契約図書の写し、図面、仕様書など）を添付すること。ただし、当該業務が平成25年4月以降に完了した業務で、一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）」に登録されており、技術資料提出時にその内容により実績の内容が確認出来る場合は、契約図書の写し等の提出は省略できる。 ・配置予定技術者の保有資格については、保有資格の資格証の写しを添

	<p>付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • CPDの取組状況は、推奨（目標）単位以上取得している場合のみ、各団体が発行する証明書を添付すること。証明書の単位取得期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日までのうち、任意の1年間とする。なお、下記のいずれかに該当する場合は評価の対象とならないので注意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 取得単位が1年間の推奨（目標）単位未満 イ 証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や、1年間に満たない場合 ウ 証明書の単位取得期間が1年間であっても令和4年4月1日より前の日を含む場合 エ 証明書の単位取得期間が1年間であっても令和6年3月31日を超える日を含む場合 オ 取得単位が年度で証明される団体で、令和3年度又は令和6年度の証明の場合
<p>業務の実施方針 (様式7号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「①業務の目的・内容について」、「②業務の制約となる条件等について」、「③業務の実施フロー及び工程表」、「④業務の課題等の対応方針について」、「⑤品質管理体制について」をA4版合計2ページまでに記載する。概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることができる。 • 文字サイズは11ポイントを基本とし、文字間隔は標準とする。 • 記載する本文中には、提案者名が特定又は推測できるような記載（会社名、配置技術者名等）やロゴマーク等の使用は避けること。 • カラーで作成した場合はカラーのまま評価する。
<p>特定テーマに対する技術提案 (様式8号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 次に掲げる特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 <ul style="list-style-type: none"> 【特定テーマ1】 静岡県の地域性・社会性に基づいた被害想定のある方 【特定テーマ2】 被害想定への防災対策の減災効果の反映 • 記載枚数は1テーマにつきA4版合計2ページまでとし、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることができる。 • 記載する本文中には、提案者名が特定又は推測できるような記載（会社名、配置技術者名等）やロゴマーク等の使用は避けること。 • カラーで作成した場合はカラーのまま評価する。
<p>参考見積 (様式自由)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 見積は、業務内容及び技術提案書に記載した内容を踏まえて必要な経費を算出し作成する。 • 本業務の契約限度額は、211,400,000円（消費税込み）である。 • 積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼することがある。

別表3 (評価項目・基準)

1 技術資料

(1) 予定技術者の経験及び能力(換算後36点)【注1】

区分	評価項目			配点合計(32点)				
	資格要件	技術者資格	評価対象期間	評価基準	管理技術者	担当技術者	照査技術者	
予定技術者の経験及び能力			制限なし	技術者資格を下記の順位で評価する。 ① 技術士(次の何れかの部門) ・建設部門(「土質及び基礎」又は「河川、砂防及び海岸・海洋」) ・応用理学部門(「地球物理及び地球科学」又は「地質」) ・総合技術監理部門(これらに該当する選択科目) ② R C C M(「河川、砂防及び海岸・海洋部門」、「地質」又は「土質及び基礎」) ③ 上記以外	① 4点 ② 2点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点	
		業務経験等	平成25年4月1日から技術資料提出日まで	同種又は類似業務の経験(※1)を下記の順位で評価する。 ① 【同種業務】 国、都道府県又は政令指定都市が行った地震被害想定調査業務 ② 【類似業務】 政令指定都市以外の市町村が行った被害想定調査及び関連業務 ③ 上記以外	① 4点 ② 2点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点	
		CPD(CPDS)	令和4年度から令和5年度までのうち、任意の1年間	建設系CPD協議会加盟団体のうち、推奨(目標)単位を設定している団体の認定するCPD(CPDS)の実績(※2)について次の順位で評価する。 ① 1カ年のCPD(CPDS)が推奨(目標)単位以上 ② 上記以外	① 2点 ② 0点	① 1点 ② 0点	① 1点 ② 0点	
		情報収集力	当該地域の業務経験	平成25年4月1日から技術資料提出日まで	業務経験(※3)の有無について下記の順位で評価する。 ① 静岡県内における経験あり ② 国や他の都道府県、政令指定都市における経験あり ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点	① 1点 ② 0.5点 ③ 0点	① 1点 ② 0.5点 ③ 0点
		専任性	手持ち業務量	公告日	契約金額500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事しているすべての手持ち業務件数(※4)について下記の順位で評価する。 ① 手持ち業務の件数が0~1件 ② 手持ち業務の件数が2件 ③ 手持ち業務の件数が3~4件 ④ 上記以外	① 2点 ② 2点 ③ 1点 ④ 0点	① 4点 ② 2点 ③ 0点 ④ 0点	① 2点 ② 2点 ③ 1点 ④ 0点

- ※1 管理技術者又は担当技術者として従事した、平成25年4月1日から参加表明書提出日までに完了している業務を対象とする。
- ※2 配置予定技術者のCPDの実績は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までのうち、任意の1年間において、各団体設定の1年間の推奨（目標）単位以上の単位取得がある場合に評価する。
単位取得は各団体が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。
- ※3 配置予定技術者の当該地域における業務経験は、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した建設関連業務において管理技術者（主任技術者）又は担当技術者（業務代理人）として従事し、平成25年4月1日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。
- ※4 配置予定技術者の手持ち業務量は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額500万円（税込み）以上の他の業務（本県以外の発注者のものを含む）で管理技術者又は担当技術者として従事している（従事予定含む）すべての件数とする。
- 【注1】評価項目ごとの配点比率を確保するため、予定技術者の経験及び能力に関する評価点については、配点合計である32点を36点に換算する。（予定技術者の経験及び能力に関する評価点＝技術得点×36/32）

(2) 企業の能力等（換算後14点）【注2】

区分	評価項目			配点合計 (8点)	
		評価対象 期間	評価基準		
企業の 能力等	確 実 性	I S O の 取 組	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況（※5）を下記の順位で評価する。 ① ISO9001 若しくは ISO14001 の認証を取得済み ② 上記以外	① 2点 ② 0点	
	地 域 貢 献 等	地 理 的 条 件	制限なし	本社又は営業所等（静岡県建設関連業務委託に係る入札参加資格者名簿に登録されている）の有無を下記の順位で評価する。 ① 静岡県内に本社を有する。 ② 静岡県内に営業所等を有する ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点
		災 害 協 定	（活動実績） 平成元年度から 令和5年度（災害協定） 令和6年3月31日時点	静岡県との災害協定に基づく活動実績及び災害協定（※6）の有無を下記の順位で評価する。 ① 災害協定に基づく活動実績あり ② 災害協定の締結あり ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点
		地 域 貢 献 活 動	令和5年度	静岡県内における地域貢献活動の有無を下記の順位で評価する。 ① 企業の活動実績あり（※7）及び協働活動の支援実績あり（※8） ② 企業の活動実績あり（※7）又は協働活動の支援実績あり（※8） ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点

- ※5 企業のISOの取組状況は、令和6年3月31日までに品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得がある場合に評価する。認証の取得を証明できる書類で確認する。

※6 企業の災害協定における活動実績は、令和元年度から令和5年度とする。災害協定は静岡県との協定を対象とし、活動実績についても静岡県との協定に基づくものとする。なお、「災害協定の締結あり」とは、令和6年3月31日時点で協定を締結しているものとする。

※7 【企業の活動実績】令和5年度に実施した実績を評価対象とする。

静岡県内の公共土木施設（※9）の美化活動や環境保全活動で、企業が自発的に行う活動や企業が所属する協会等が主催する活動への活動実績を評価する。

静岡県との協働による公共土木施設（※9）の維持管理等に関する活動（リバーフレンドシップ制度、しずおかアダプトロードプログラム、砂防サポートプログラム、ポート・サポーター制度、維持管理活動等）の活動実績を評価対象とし、一社一村しずおか運動による活動への活動実績についても評価対象とする。

[根拠書類]

①行政機関若しくは町内会長の記名等に証明書、感謝状、新聞記事、地域情報誌等。なお、新聞記事や地域情報誌は実施時期、実施内容及び会社名が証明できるものとする。企業が所属する協会等主催の活動は、協会員として企業が参加したことが証明できる資料

※8 【協働活動の支援実績】令和5年度に実施した実績を評価対象とする。

静岡県との協働による公共土木施設（※9）の維持管理活動等に関する活動（リバーフレンドシップ制度、しずおかアダプトロードプログラム、砂防サポートプログラム、ポート・サポーター制度、維持管理活動等）について、静岡県と同意書や協定書を締結している特定非営利活動促進法第10条の認証を受けたNPO（以下「NPO法人」という。）に所属する社員に対し、この活動への参加を認めるなどした企業の実績を評価対象とし、NPO法人と県が交わした同意書や協定書等の内容と活動報告書等の活動内容が合致している活動の場合に評価する。

[根拠書類]

①社員であること（雇用関係）が証明できる資料

②上記社員がNPO法人の構成員であることが証明できる資料

③NPO法人と県が交わした同意書や協定書等

④上記社員がNPO法人の構成員として協働の取組に参加したことが確認できる資料（NPO法人作成の活動報告書（写）（NPO法人代表者の記名等が必要）、感謝状、新聞記事、地域情報誌等）で実施時期、実施内容及び社員名が証明できるものとする。

上記①～④の根拠書類のすべてが必要

※9 公共土木施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条に規定する河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園

【注2】評価項目ごとの配点比率を確保するため、企業の能力等に関する評価点については、配点合計である8点を14点に換算する。（企業の能力等に関する評価点＝技術得点×14/8）

2 実施方針等 (50 点)

区分	評価項目		配点
	評価基準		
実施方針等	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高く、優れている場合に優位に評価する。	25 点
	実施手順	実施工程・フロー	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。
		課題等の対応方針	業務実施上の問題点や課題等に対する対応方針の実現性が高く、優れている場合に優位に評価する。
			25 点

3 特定テーマに関する技術提案 (100 点)

【特定テーマ1】 静岡県の地域性・社会性に基づいた被害想定のある方

【特定テーマ2】 被害想定への防災対策の減災効果の反映

区分	評価の着目点		配点	
	評価基準			
特定テーマに関する技術提案	特定テーマ1	的確性	静岡県第4次地震被害想定を十分理解し、静岡県の地形・地理特性や社会的特性に着眼した、専門的な技術力の高い提案内容と認められる場合に優位に評価する。	25 点
		実現性	提案を裏付ける類似実績の提示があり、提案内容に説得力や実現性が高いと認められる場合に優位に評価する。	25 点
	特定テーマ2	的確性	静岡県地震・津波アクションプログラムなど、県及び市町が実施してきた地震・津波対策についての見識が十分であり、それら防災対策の減災効果をどのように被害想定に反映していくか、着眼点が妥当であるとともに、具体的で専門的な技術力の高い提案内容と認められる場合に優位に評価する。	25 点
		実現性	提案を裏付ける類似実績の提示があり、提案内容に説得力や実現性が高いと認められる場合に優位に評価する。	25 点

誓約書

下記1に基づく業務の履行に際し、下記2の事項を誓約します。
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

1 業務名

〇〇〇〇業務

(当初契約日 年 月 日)

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに県に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに県に報告すること。
- (3) 本契約に基づく業務の履行に際し、下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
 - ア 下請負者から誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
 - イ 下請負者が、本契約に基づく業務の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2)の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を県に報告すること。
 - ウ 下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該下請負者を通じて、ア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

発注者職名氏名様

住所
受注者商号
氏名（法人にあつては、代表者の氏名）印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (9) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- (2) 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）

誓約書

下記1に基づく業務の履行に際し、下記2の事項を誓約します。
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

1 元請契約名

〇〇〇〇契約

(当初契約日 年 月 日)

*元請者が記載すること

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）の発注者に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに下請契約の発注者に報告すること。
- (3) 本契約に基づく業務の履行に際し、再下請契約を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
 - ア 再下請負者から誓約書を提出させ、その写しを下請契約の発注者に提出すること。
 - イ 再下請負者が、本契約に基づく業務の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2)の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を下請契約の発注者に報告すること。
 - ウ 再下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該再下請負者を通じてア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

下請契約の発注者 様

住 所
商 号
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) 印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (9) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- (2) 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）